

第16回

矯正歯科専門医制度に関わる三団体懇談会 議事録

日時：2011年1月18日（火）

午後2時～5時

場所：八重洲富士屋ホテル5階「あずさの間」

幹事団体：日本矯正歯科学会

出席者：日本矯正歯科協会；深町博臣、星 隆夫、夕田 勉

日本成人矯正歯科学会；佐藤元彦、武内 豊、松野 功

日本矯正歯科学会；浅井保彦、山田一尋、五十嵐一吉

（敬称略）

幹事団体：日本矯正歯科学会

午後2時 開会

報告事項

第15回懇談会議事録確認

- ・最終的な議事録からは個人名は削除することで合意

協議事項

「外形基準の確認のための書類の相互提出について」

- （日矯）（司会） 前回の懇談会において日矯学会の方から、三団体が専門医を広告する団体としての外形基準を満たしているかどうかの確認のためということで、会員の名簿と直近3年間の会計資料の提出を求めたところ、懇談会の中では成人矯正の方からは資料の提出は構わないという返答、またJIOの方からは、持ち帰って検討したいという返答があった。懇談会後にJIOの方から、会計資料及び名簿の提出は必要ないと考えろという内容の回答書が送られて来ている。

日矯学会の主張

- ・本懇談会発足の前提として、3団体ともに外形基準9項目を満たしているということがあるのではないか。その確認のために会員の名簿と直近3年間の会計資料の提出を求めている。
- ・今後仮に合同審査機構の設置を検討する場合も、3団体それぞれが外形基準9項目を満たしていることを確認してからにする必要があると考える。

JIOの主張

- ・法律上、会員以外からの会員名簿や財産目録などの請求に応じる必要がない。なお、会員名簿は、専門医資格認定団体に関わる基準該当届と共に厚労省に提出した。
- ・本懇談会は、厚労省医政局総務課担当官が示した三団体ともに外形基準を満たしているということで始まっている。

成人の主張

- ・ 三団体すべてが合意している状況でなければ、そういった資料の提出は今のところは控えたい。

三団体それぞれが主張を繰り返し議論が平行線をたどる中、「外形基準9項目の相互確認を一旦棚上げにして、今後の協議を進めることの提案」がなされた。

○（成人） 思うに、9項目を満たしているか満たしていないかというのは棚上げにして、もしそれが満たしていないということがはっきりした段階で、この懇談会から退会するというふうに三団体が打ち合わせした上で今後の協議をしていけばどうか。

○（成人） 例えば意見がまとまらなければアウトという結論もあったと思うが、2年半やられたということは、やはり皆さんの中でまとめたいたいという気持ちがあるからだと思う。そのときに、広告ができるというメリットはあるのだが、広告のためにやっているのではなく、未来の若い人たちに日本の矯正をきちっとしてあげるだと思う。

○（成人） この先のこと、過去よりも現在あるいは未来ということだと思う。そうなった時に今までの議論をいろいろしていると、どうしても日本矯正歯科学会の場合には、日本矯正歯科学会の（専門医制度の）中に入れてくれということである。では、仮に入るとして、それぞれの学会の専門医はどういうふうに扱われるのかという提案をしても、一切返事はない。また何回かやっていると、またうちに最終的には入ってくださいと。いろいろこちら提案はしているが、最終的にはうちに入ってくださいになってしまい、いわゆるクリエイティブな議論になかなか進んでいかない。

それから、自分たちの立場あるいは団体を守らなければいけないとかいろいろなものがあるが、もうそこから出て第三者機構をつくっていこうというようなところに発想を変えていかない限りは、また15回、20回、30回やっても、結局また同じところに戻っていくような気がしている。本当にここで若い人たちのこと、あるいは今の制度をある意味で壊して新しいものをつくっていこうというような発想で進めたらいい。

○（成人） 外形基準の確認は棚上げにして、むしろそれが団体の9項目に当てはまらないということになった段階で降りるということをお互いに宣言しておけば、前へ進ん

でいく形でいいのではないか。我々は日矯の中に入るといことはあり得ない。三団体で話し合う以上、私たちが拒否していることについてはどうしようもないわけだから。

新たに外部にそういう審査機構みたいなものをつくってやるしか今のところ方法はない。

○（J I O） 基準を統一した審査をするだけの認定機構を外部に作ることは、合同審査委員会の名称が変わったようなもので、専門医資格認定団体として広告ができない。

○（成人） それで審査するという事は、三団体が認めたということになるから、広告はできる。三団体が認めた審査機構であればよいのではないか。

○（J I O） 設立された機構自体が団体として申請するのであれば、それが外形基準に合わないといけない。要するに1,000人以上の会員がいて、5年以上の経歴があり、学術団体とか学術後援団体にする必要がある。そのようにならない限り、認定機構が審査しても認定機構自体は広告が出来ない。もう1つ考えられるのは、3学会構成の心臓血管外科専門医認定機構のように認定機構が審査だけをする団体で、血管外科学会・心臓外科学会・胸部外科学会のように、その矯正の各団体が、成人矯正歯科学会専門医、日本矯正歯科学会専門医という事は出来る。

なお、この認定機構が外形基準を満たすために申請するには5年以上かかる。他の団体と提携して吸収するか事業を引き継がない限りはすぐにはできない。

○（成人） それはまた次のディスカッションだから、とにかく三団体が統一した意見になればよい。

○（J I O） その後はやり方はあると思う。

○（成人） 外形基準については、とりあえず満たされているという前提の上で話し合っ
て、将来的に満たしていないことがどこかではっきりした段階で、この懇談会なりからその団体は引き下がるというふうなことで議論を進めてはどうか？

○（日矯） 私もやはり早く国民のためにとにかくきちんとした専門医制度をつくるということは国民のためだし、一生懸命若い先生が勉強していて専門医を取るときに、どれを取っていいかわからなくなりますから、早く統一したものをつくるべきだと思っている。

ただ、学会の中から出る声として、1つは今までやっている審査内容が三団体でいろいろ違いがあるという状況で一緒にやって大丈夫なのかという意見がある。例えば実際の症例審査をしないで専門医になった団体と一緒に専門医審査をやって大丈夫なのかという意見がある。もう一つは、これから新たな審査機構をつくるにしても、外形基準を満たして

いない団体が万が一あった場合、ほかの団体が加わらないでこの三団体だけでそういうことをやるのは筋が通らないというふうなことになる。過去においてそういうことを確認すべきだったとは思うが、ここで新たな次のステップに進むときに、やはりもう一回確認すべきではないかという声が、今、日本矯正歯科学会から出ている。

○（J I O） それはその団体が申請した時点で考えればいい事で、そういう団体があれば申請してもらい、4者での会談を行えばいい。

○（J I O） 日矯学会の指摘の中で、審査基準が違う、審査を受けていない人が専門医になっているということがある。その事に関しても、厚労省は3団体でお互いの認定基準を全て100%満たしていない部分がある場合は、足りない部分を埋め合うように団体で行うようにと言っている。

○（日矯） しかし、これから新たな団体をつくる場合は、またきちんと外形基準を満たしているかどうかを確認する必要がある。

○（J I O） 3団体が話し合って統一した基準を作って進めようとする場合に、過去に認めたものに不足していることが明らかな場合は、足りなかったら足りるように基準を合わせた方が良く、厚労省も指摘している。

○（日矯） 日矯では会員から、きちんとした審査をしていない人たちと一緒にやるべきではないのではないかといった声がある。

○（成人） 確かにいろいろな質の違いというのはあるかも知れないが、成人矯正や矯正歯科協会が提案しているのは、入り口はいろいろ違い、そうするといろいろレベルの違いがあるかも知れないが、例えばそれを更新の時点でブラインド方式で審査するとか、いろいろな形でそれに対しての対応はできると思う。そういうところで知恵を絞っていくことによって、より早く解決していくということもあり得ると思う。過去を一生懸命考えるのではなくて、この先、5年先、10年先にどうなっているかというようなとらえ方をしていくと、何か生まれてくるのではないかなと私は思っている。

○（日矯） 日矯学会が建設的な意見を出さないというような話が出ていたが、必ずしもそういうわけではないと思う。この懇談会が始まったそもそもの立ち上がりの部分において、厚労省の担当者が三団体で話し合うように、そして出た結論を厚労省に持ってくるようにと指示を出したその前提としては、三団体それぞれが専門医制度を名乗る外形基準を満たしているということがあるのではないかな。また振り出しに戻すのかという意見もあろうかとは思いますが、例えば外部評価機構をつくっていこうということを考えていく上では、

その入り口として資格というのをお互いに確認してから先に進むべきなのではないか。決して後ろ向きになっているわけではなく、前を向いて日本の矯正歯科医に関する専門医制度を考えていく時に、その三団体それぞれが外形基準を満たしていることをまずはっきり現段階でクリアをして、そこから先に進んで行こうというのが日矯学会の考え方ということである。

○(JIO) ここは次にどうするかということをお互いに話すべきであって、そういうことを話すべき場じゃないと思う。お互いに差があるから、どれくらいの差があって、どうやって埋めたらいいかということで2年前に相互視察を始めた。その時の結果で、あんなレベルの低い人たちとは一緒に成れない、審査を受けていない人がいるから一緒に成れないと。先生方がおっしゃっていた、その人たちをどうやって、手段をどうしようかというために相互視察をしたのに、その後で結局あそこはだめだ、会員が言うからだめだというふうになっている。それを見出すためにみんなやったのではないのか。

○(成人) 審査をしていない人たちがいるというのは、多分私たちの学会のことを言っているかと思うが、審査以前の問題として既に日本矯正歯科学会から指導医とか認定医だとか、いろんな資格を取っている。そういうことも考慮した上で決めていったことなのだが、もしそれに不満があるのであれば、例えば1年後なりに全学会が、10例にするか5例にするか7例にするかは別として、症例を全部出し合って、それで認めた人だけ合同審査会で認めたという形にして合法化できるとか、そういう形にしてもいいとは思う。

○(日矯) 今の発言は、三団体それぞれで専門医を取っている先生が、もう一度第三者機構による症例の審査を受けるという意味か？

○(成人) それぞれの基準がみんな違うのだから、全部が審査委員を出し合って、ブラインド形式でもう一度全部審査し直さなかったら公平にはならない。日矯のだけがレベルが上だなんてことはあり得ない。その合同審査会で通ったものが広告もできるような形になるわけで、それ以前の各学会が認めたものは、あくまでも各学会が認めたものであって、広告できるところまではいかない。

○(日矯) JIO に確認させて欲しいのだが、厚労省の担当者とやりとりを経て申請書類を調べて申請をされている。厚労省はその申請書類を受け取ったという形なのだと思うが、厚労省の方がやり取りを指摘してきたことというのは、その内容を確認しているということではなく、申請書類として問題がないかどうかのチェックをただけなのではないか。

○(JIO) 申請書類だけでなく審査の方法とか、色々と細部に渡って、修正してくだ

さいと指導を受けて全て修正をしたという事である。J I Oが申請書類を提出したら申請は受理されているのかと日矯学会は指摘するが、同じ分野の団体からは1つしか受理しないため、受理はされていない。厚労省は外形基準には合っているが、審査が統一したものでない限りは受理しないと言っている。

○（成人） このままだと話がなかなか進まない。先程も話したが、外形基準9項目を一応満たしている団体だという前提の上に立って話を進めるということでどうか。ただし、その前提条件として、もし外形基準9項目を満たしていないということがどこかではっきりした段階では、その団体はこの懇談会から降りてもらおうという形で、棚上げにするというような形での進め方はできないか。特に日本矯正歯科学会は。

○（日矯） 日矯学会が話を戻しているという言い方をされるのですけれども、そうではなくて、足元をきっちりして進めないとほかの人からも理解されないのではないかと私は危惧している。まず一番最初に三団体としてテーブルに上がる前提条件を厚労省が審査確認していない。

○（J I O） 厚労省の方にどうしたらまとまるかという事で色々話を聞いた。ある程度の事は認めたりしないと進まない場合もあり、年を取っている方達を考慮する（グランドファーザールール）ことが必要ではないかという話や、三者だけで話をしてもまとまらない場合は、この3団体をまとめる為にホワイトナイトとして外部の人を誰か連れてきてはどうかという話もいただいた。

何も条件を満たしていないなら、3団体がどうしたらまとまるかについて話をする必要はないのではないかと。ただ書類だけ出して帰きなさいとしか言わないはず。厚労省担当官が「相互批判を繰り返しているばかりで、この三団体で基準を統一する気がないのであれば、厚労省はどの団体も認めない。」と発言したことを受けて、本懇談会は継続してきた。早くなんとかしなければ、単科開業医が減っていくばかりで、単科で開業しようとする人はいなくなる。レベルが低いとか、そのような事は後で何とか埋めるようにすれば足りるようになり、J I Oは足りていない人は絶対駄目だと、厳しい事まで言っているわけではない。

「新しい専門医制度評価・認定機構について」

○（日矯）（司会） 前回の懇談会で深町先生の方から御提案のあった医科の方で主にや

られているという新しい専門医制度評価・認定機構についての扱いを検討してきて欲しいという要望があった。それについて成人は賛意を示されていた。先生方の意見としては、それには時間がかかるだろうから、暫定的なやり方として、今専門医として認められている三団体はそのまま認めてというようなお話だった。将来は検討してもいいけれども、という扱いだった。

○（成人） それが一番手っ取り早い。最初からすべてがパーフェクトな状態で進むというのはどんな制度をつくる場合も現実問題としてありえない。ある程度欠点があったら、それは後で修正していけばいい。

○（日矯）（司会） 確認させてもらいたいのだが、将来新しい専門医制度評価・認定機構の基準に則った新しい専門医制度を確立するためには、やはりかなりの年月がまたかかるかと思うが、その遠い将来を睨んでの検討ということによろしいのか。

○（J I O） みんな動いているわけだから、やる気があればすぐできる。（日本専門医制評価認定機構がまとめた）整備指針というのは骨格をある程度示しているだけ。我々が話し合ってきた申請資格等のこととかも、5年の研修があればいいと書いてあるし、指導医は専門医じゃなきゃいけないとかということもあるし、それから会員歴を問うてはいけないと書いてある。委員が出てきて話し合えば、そんなに難しくないと思っている。

○（J I O） 専門医制度整備指針の中にあるように、日本専門医制評価認定機構というのは、今70いくつか加盟学会があると思うが、今広告されている専門医の団体のある学会においては会員が6,000人くらいで5,000人以上専門医がいる、あるいは会員の1割～2割が専門医とか専門医数にバラツキがあるため、この専門医制度評価認定機構が外部（団体や個人）を入れて全ての専門医制度を統括し、統一した認定審査を行おうとしている。

もう一つは3団体で外部（団体や個人）を入れた第三者機構（合同審査委員会）のようなものを作って、統一した審査を行うという方法である。全く同じものではないが、我々のJBO（NPO法人日本歯科矯正専門医認定機構）というのも外部評価を加えるために一般歯科医師を入れたり、副会長（県歯科医師会）を入れたり、弁護士を入れたり、ソーシャルワーカーを入れたりしてやっている。それは統一した審査を行う第三者機構のような形を想定して最初から作っている。

全ての審査を統括するという評価機構に比べれば小さな規模でやっているのが3学会構成の心臓血管外科専門医認定機構で、心臓外科学会・血管外科学会・胸部外科学会で、統

一した審査を行っている。

矯正の3団体でこのような認定機構のようなものを作って、認定審査を統一しましょうという話で今までずっと来ていると思う。

○(JIO) 矯正の分野だけであれば、合同審査委員会とほとんど似たような状態でスタートという形が現実的。そこに、弁護士さんを入れるとか、どこかから役員を入れるとかという形で外部評価の人も入れながらつくるといようなことが現実的には考えられるんじゃないかと思っている。僕らがやっているJBOの、もう少しいろんな人が入ったような形。そして審査員が各団体から出てきて、その人たちにある権限を持たせれば、統一した基準で評価は可能ではないかと私は思っている。

○(日矯)(司会) その場合、三団体で既に専門医資格を持っている先生はどういうふうに扱われるのか。

○(JIO) それは先ほど佐藤先生がおっしゃったように、皆もう一回何らかの形で審査を受ける。同じ審査じゃなくても1症例ずつ提出する等、何でもいいが、機構さえできれば幾らでもやりようがあります。それぞれこのテーブルに乗ってきている団体はそれなりの経験を積んできているのだという認識のもとに、新しく、ではみんなで知恵を合わせて日本の矯正のためにやりましょうよと、そういう手を組むのだという前提の中で話さなかったら、話がこれ以上進まないと思う。

○(日矯) 先生が提示された日本専門医制評価・認定機構は医科で立ち上がって、医科ではさまざまな学会がさまざまな基準で専門医制度を設けて、その各団体が専門医を多く輩出する中で、そのいろんな専門医制度がある学会間の調整をするという目的で始まっている。それは医科の場合であって、歯科においては大枠がまず示されて、日本歯科医学会がその取りまとめ役となって、その専門分科会がそれぞれ専門医制度を立ち上げているという点で、医科とはちょっと状況が違う。この日本専門医制評価・認定機構をそのまま参考にするということではなくて、すでに専門医制度を持っている口腔外科と小児歯科と放射線科と麻酔、歯周病の団体がどう考えているのかということも考えていかなければいけない。

○(JIO) 将来的には。我々がまとまらないと、その話とはとてもじゃないができない。矯正の中でまずはまとまって、その後いいモデルケースができれば、そっちの方にも話が行くかもしれない。そうしたら歯科で統一したものになっていけばいいが、まずは我々の問題である。我々が歯科の中で専門開業が成り立っている唯一の分野であり、だからこ

れだけでもめている。専門医制度というのは、実際には我々専門開業医にとってすごく重要だという認識があるから。いろんな議論が出てくるのは当たり前だし、それぞれ主張があるのは当たり前。だからこれだけ長い時間かけてやってきたのだが、そろそろ次のステップに入らないと、このままでは意味がない。

○（日矯） 前回先生が日本専門医制評価・認定機構の評価基準を出された意図としては、将来それに沿ったものを目指していこうということと、一方で今の矯正歯科の専門医制度をどうしようかということの参考にという形で、その2つの意味合いがあるということで構わないか。

○（J I O） 結構。医科も単独の学会の認定はやめようと言っている。その大きな方向性を理解して欲しい。

○（日矯） 私は1つ先生の意図を聞きたい。この日本専門医制評価・認定機構について医科の方のたくさんの方で認めている専門医制度において、厚労省の広告認可を得るというところでいろいろ問題が起こった。その結果、その前からこの協議会（当時は学会認定医制協議会という名称だった）は発足していたのだが、それで非常に混乱が起こって、そこから協議会の役割としては、各学会の質の担保を図るという作業に最近携わってこられていると思う。そのときの混乱を歯科の方もずっと見ていたわけで、歯科の場合にはこれを繰り返さないということで、日本歯科医学会の中に専門医制協議会というのがつくられた。制度的に大枠で言うと、この社団法人日本専門医制評価・認定機構というのは日本歯科医学会の中の専門医制協議会とマッチしているように思うが、先生がここで出されてきたことは、これに相当するミニ版というか、それを矯正の分野に導入しようというお考えで出されてきたのか。

○（J I O） いろんな議論を経て、単独の学会じゃなくて第三者認定機構で専門医を統一して認定する方向にしようという医科の方向性が示された。例えば会員歴は基本的には問わないこととか、要するに実力主義みたいなこと、それから研修施設の外部評価機構を、きちんと監査機構をつくりましょうとかやっている。それまで単独の学会ではなかなかできにくかったことをやりましょうという方向性が示されていて、かなりいい方向だと思った。それを模範にしながら、我々の認定機構、第三者機構をつくって、それを矯正の分野で実際にやっていけたらいいのではないかなと。

○（日矯） このままという意味ではないと思うが、矯正の分野でやっていこうというお考えか。

- (J I O) そうだ。それがいいのではないかなと思う。
- (日矯) そうすると、そもそもこの懇談会の当初の目的からは若干ずれていくということになるのか。
- (J I O) しかし、統一した審査をつくるための方法論として、そういう機構を外部につくるのだという合意に至ったと厚労省に報告すれば済むことである。そして具体的に、そこの委員会を立ち上げるから厚労省からオブザーバーとして出席してください、日本歯科医師会から来てくださいということになるのではないか。
- (J I O) それこそがこの会の目的だと思う。これを理念として集まって、そういう機構をつくる、審査を一本化するということになるわけですから、当初の目的どおりではないか。
- (日矯) 今の審査という点だが、審査は日本専門医制評価・認定機構というのはやっていない。それぞれの制度の調整とか、あるいはそのレベルアップというか、各学会の制度の評価、審査は行っているが、審査の意味がちよっと違う。
- (J I O) それは承知しているが、この理念としてはすごく練られており万人に認められる。お互いのそういうディスカッションを、これをもとにしてやったら三団体もまとまりやすいのではないかというのが先生の真意だと思う。その制度そのものを引っ張ってくるのではなくて、例えばお互い詰めなければいけない条件みたいなのをこの理念に従ってということであればいいのではないかという提案だと思う。
- (成人) 外形基準9項目については認められている団体だという前提で、一応今の段階では進んではどうか。
- (日矯) 先生のおっしゃることはわかるが、私が今ここで、はい、わかりました、そうですね。
- (成人) では、それは一応持ち帰って、その提案を次回までに返事してくれませんか。皆さんとしては、それだと2回目に戻るようなことで、今まで16回やったことが何なんだという気持ちがある。外部に一応つくってやっていこうということまでは大体ほぼ話がまとまってきていると思うので。
- (日矯) しかしのどに刺さった骨みたいなのははっきり取り除いておく方が今後進めやすいのではないかなという気はする。
- (成人) 先生のお気持ちはわかるが、ただ、それを言っていると前へ進まない。どこかで修正していけば済むのではないか。

○（日矯）（司会） 仮に日本専門医制評価・認定機構に沿ったというかそれを参考にした第三者評価機構を検討していく上で、先生が考えられている具体的な進め方というか手順みたいなものがもしあれば、ご教示ください。

○（J I O） まずは、この懇談会で三団体がその設立に合意すること。合意してそれぞれ、会長、理事長が署名すること。それを厚労省に提出する。そしてどういうメンバーでやっていくかということをもう一回出し合って、それで新たに第三者認定機構設立の委員会を立ち上げて、今度は審査部門とか必要な部門をつくって、それぞれの団体から委員を出す。

○（成人） 私もそういう感じかなと思う。とにかくやはりまずは合意しないことには次には行けない。

○（日矯）（司会） 新しい第三者評価・認定機構を三団体で設立するというのに三団体がそれぞれ合意して、その検討に具体的に入る。厚労省に合意したということを提出する。この三団体懇談会の役割はそこで終わるという考えについて、意見は？

○（成人） そこでは終わり切らないだろう。それがうまくきちっと引き継がれたという確認がとれないといけない。

○（J I O） その合意文書に署名ができるかということだろう。我々は署名できるわけだから、日矯に持ち帰ってもらって、理事長の署名をとれるかどうかである。とれなければ、これ以上ないのではないか。

○（日矯） 今、先生がおっしゃった内容をもうちょっと明確にしておかないとサインできない。

○（成人） 要するに、この三団体が今現在としては外形基準9項目を満たしているというふうなことを了解するということである。ただし、その保険としては、将来もしそうでないことがわかった段階では、外れた団体は引き下がってもらう。

○（日矯） 外部にそういう団体を、専門医制度評価・認定機構にある程度模した団体をつくるということについて、その同意を得るための文書が必要である。

（成人） では、今ここで文書の作成を。

以下、文言の作成作業。

○（成人） では、その2項目について、日矯さんの方で一応協議して、次回までにまた御意見を持ってきてください。

閉 会

本懇談会中に話し合われた「矯正歯科領域の専門医制度に関わる第三者認定機構」についての試案

1) 矯正歯科領域における新たな統一された基準による専門医の審査・認定を行なう目的で、本懇談会に参加する三団体とは別に、新たな第三者認定機構を設立する。

2) 設立時の機構は、本懇談会に参加する三団体から推薦された同数の委員によって構成する。

なお、三団体が厚労省の定める9項目の外形基準を満たしているかどうかという点については、現時点では三団体共に満たしているとの前提で協議を行なう事とする。ただし、いずれかの団体が外形基準を満たしていないと判明した場合には、当該団体の委員は本機構から脱退する。

注) ただし、このような第三者評価認定機構を設立することはまだ合意には至っておらず、

* 上記の試案は、あくまでその検討を行うためのものである。

以上、この議事録が正確であることをここに証します。

平成25年2月 日

日本矯正歯科協会

和島 武教 

日本成人矯正歯科学会

松野 功 

日本矯正歯科学会

五十嵐 一吉 